

ID: 31

担当部署: 総務課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町行政財産使用料条例 第3条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第66号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の減免)  第3条 前条の規定にかかわらず町長が特別の事由があると認めるときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び八頭町行政財産使用料規則第3条の規定による。  (使用料の減免)  第3条 条例第3条に基づき使用料を減額し、又は免除できる使用者を次のとおり定める。  (1) 公用に供し、又は直接公益を目的とするもの  (2) 町内の各種団体で町政に協力すると認められるもの</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日